

災害時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定

大田区を甲とし、社会福祉法人東京都知的障害者育成会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大田区地域防災計画に基づき、災害時に甲が開設する福祉避難所の開設及び運営に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定の中で、福祉避難所とは、障害者及びその家族を受け入れる避難所とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、甲が設置し、乙が管理運営する障害者施設とする。

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設について協力を要請するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所の開設に関し協力するものとする。

(避難所の運営)

第5条 乙は、対象施設の職員、ボランティア等により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき乙が協力を要した経費は、原則として甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

(従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、応急活動に従事したことにより、その職員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生

じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年3月28日

大田区地域防災計画 [資料編]

http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/chiiki_bousaikeikaku/keikaku_shiryou.files/siryou1.pdf